

令和7年12月19日宣告

令和5年（わ）第170号、同第179号

主 文

- 5 被告人を無期懲役に処する。
未決勾留日数中700日をもその刑に算入する。
長野地方検察庁で保管中の委任状2通（令和5年領第446号符号1、3）及び
払戻請求書1通（同符号2）の各偽造部分を没収する。

理 由

- 10 （罪となるべき事実）

被告人は、

- 第1 不正に入手したA農業協同組合B支所発行のC名義の総合計画貯金通帳等を使用して、同人の孫になりすまして代理人を装い、貯金払戻しの名目で現金をだまし取ろうと考え、令和4年11月4日頃、長野県伊那市内又はその周辺において、
15 行使の目的で、同組合所定の委任状用紙の本人欄に「C」、受任者欄に「D（被告人氏名）」などと各記入し、お届け印欄に「c」と刻した印鑑を押印し、もってC作成名義の委任状1通（令和5年領第446号符号1）を偽造し、さらに、同月7日午前9時2分頃、長野県上伊那郡（所在地省略）A農業協同組合E支所において、
行使の目的で、同支所備付けの払戻請求書の金額欄に「¥1350000」、おな
20 まえ欄に「C」などと各記入し、お届け印欄に「c」と刻した印鑑を押印し、もってC作成名義の払戻請求書1通（同符号2）を偽造した上、その頃、同所において、
同支所職員Fに対し、前記偽造に係る委任状1通及び払戻請求書1通をいずれも真正に成立したもののよう装って、前記通帳1通とともに提出行使して、現金13
5万円の払戻しを請求し、Fに、被告人がCの孫であり、正当な権限に基づく払戻
25 請求である旨誤信させ、よって、その頃、同所において、Fから現金135万円の
交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させ、

第2 Gを殺害して金品を強取しようと考え、同年12月1日午後11時29分頃から同月2日午後0時32分頃までの間に、長野県伊那市（住所省略）同人方において、同人（当時85歳）に対し、殺意をもって、何らかの方法により同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害するとともに、その頃、同所において、同人所有の印鑑1個、総合口座通帳1通及びマイナンバーカード1枚を強取し、

第3 Gから強取したA農業協同組合B支所発行の同人名義の総合口座通帳等を使用して、同人の孫になりすまして代理人を装い、預金の振込送金の名目で財産上不法の利益を得ようと考え、同月2日頃、長野県駒ヶ根市内又はその周辺において、行使の目的で、同組合所定の委任状用紙の本人欄に「G」、受任者欄に「D（被告人氏名）」、続柄または関係欄に「孫」などと各記入し、お届け印欄に「g」と刻した印鑑を押印し、もってG作成名義の委任状1通（同符号3）を偽造した上、同日午後0時32分頃から同日午後0時48分頃までの間、同市（所在地省略）A農業協同組合H支所において、同支所職員Iに対し、前記偽造に係る委任状1通を真正に成立したもののよう装って提出行使するとともに、G名義の口座から被告人名義の口座に対する350万円の振込送金を申し込み、Iに、被告人がGの孫であり、正当な権限に基づく振込送金の申込みである旨誤信させ、財産上不法の利益を得ようとしたが、同支所職員が前記委任状の不備に気付くとともに、前記委任状の作成経緯に不審を認めたため、その目的を遂げなかった。

（第2に関する事実認定の補足説明）

20 1 争点等

被告人は、現在は第2の犯行の犯人であることを自認しているが、本件の公判準備の過程では、その犯人性が正面から問題とされていたものであり、検察官は、公判において間接事実を立証することにより、被告人がその犯人であることを証明しようとしている。また、弁護人は、被告人の公判供述をもとに、被告人は被害者方に侵入して金品を物色中、就寝していた被害者に目撃されたと考え、財物奪取ではなくあくまで罪跡隠滅の目的から、未必的殺意をもって犯行に及んだもので、事後強盗殺人罪が

成立すると主張している。当裁判所は、以下の検討を経て、間違いなく被告人が第2の犯行の犯人であり、その行為については公訴事実にあるとおり強盗殺人罪が成立すると判断した。

2 前提となる事実関係

5 関係証拠によれば、以下の事実が認められる（以下、月日の記載は特記のない限り令和4年のそれを指す。）。

(1) 被害者が殺害・発見された状況等

被害者は、12月1日午後11時29分頃以降の時間帯に、被害者方1階寝室のベッド上で、頸部を圧迫されて殺害され、同月3日午後5時50分頃、遺体で発見された。遺体には耳に出血の跡があったほか、頭部付近の着衣やベッド上などにも血液様の液体が付着していた。なお、被害者方1階台所の勝手口ドアの窓ガラスが一部割られており、窓枠には何かをこじ入れようとした痕跡が複数残されていた。

(2) 被害者の私物が発見された状況等

12月5日に押収された被告人使用車両から、被害者名義のゆうちょ銀行、JAバンク及びK信用金庫の通帳、マイナンバーカード、「g」名の印鑑2個と別姓の印鑑15 1個、印鑑登録証、保険証、運転経歴証明書、被害者方寝室の金庫の鍵等が発見された。同車から発見されたタオルは、2か所に被害者の血痕が付着し、また被害者の毛髪11本も付着していた。なお、被害者方からは、訪問整体を業としていた被告人の名刺が発見された。

20 (3) 被告人が関係先の金銭を使い込み、返済を求められていた状況等

ア 被告人は、9月から10月にかけて、被告人の母が管理する口座（被告人の娘のための口座）及び妻（当時）が管理する娘名義の口座からたびたび無断で出金した。10月中旬頃、無断出金に気付いた妻から問い詰められると、被告人は、必ず返す旨を述べる一方、ほどなく再び70万円を無断で出金し、こうした家族口座の無断出金25 の総額は224万円に上った。被告人は、母管理の口座に108万円を返金したものの、妻管理の口座については、妻からの再三の要求にもかかわらず、その都度うその

言い訳などをしていっこうに返済しなかった。11月28日に返済する旨約束したが、これにも応じなかったことで厳しく追及され、12月1日に200万円を返済すると誓約したが、これも反故にした。妻は、同日午後6時頃以降、怒りをあらわにして被告人を厳しく問い詰め、あなたに愛情はない、明日返済しなければ離婚する旨言い渡すと、被告人はいつもより激しく泣いて、家族を失いたくないと訴え、絶対に明日返済すると約束した。

被告人は、翌2日午前、妻にLINEで、自宅に現金を置いておいた旨うその連絡をした。午後4時頃、先に帰宅した妻が探したが家に現金はなく、おって帰宅した被告人に尋ねると、被告人は驚いたふりをして、空き巣に入られたかもしれないと言いつづ、10 訳をした挙げ句、妻に促されて、空き巣被害にあった旨警察にうその通報をした。

イ 被告人は、6月頃、勤務先で1000万円以上を着服していたことが発覚し、社長に返済を誓約するも、これを果たさないまま8月10日に退職した。ほどなく着服金額が約1370万円に上ることが判明し、被告人は、同月22日までに完済する旨誓約したが、一部を支払ったほかは、たびたびの請求や支払約束にもかかわらず、15 返済に応じなかった。改めて更に140万円余りの着服が明らかになり、その後、社長との間で1000万円を支払う約束が交わされたものの、被告人はやはり返済に応じなかった。被告人は、12月2日日中に社長に連絡をし、その1000万円を振り込む旨を伝えたが、結局振込をすることはなかった。なお、10月中旬頃には、状況を察知した妻が、口座の無断出金も元勤務先への返済のためではないかと尋ねたこと20 があったが、その際被告人は、元勤務先には返済したとうその説明をした。

(4) 12月2日における被告人の行動・移動の状況等

被告人は、12月2日午前9時20分頃以降（以下、この項の時刻の記載は同日のそれを指す。）、被害者方の付近から車で近くのコインランドリーに移動し、手袋を洗濯乾燥し、午前9時46分頃被害者方付近に戻り、被害者方を見通すことができる集合住宅駐車場に約16分間停車した。午前10時5分頃、K信用金庫L支店に移動し、25 被害者口座から預金を引き出そうと、委任状用紙を入手しようとしたのを皮切りに、

午前10時23分頃当時の自宅にいったん戻った後、午前11時8分頃にM郵便局に、午前11時23分頃A農業協同組合N支所に、午後0時17分頃同H支所に、午後1時36分頃O郵便局に、午後2時8分頃P郵便局にそれぞれ車で移動し、午後2時30分頃被害者方に戻り、その北側路上に約27分間停車したのを経て、午後3時頃に
5 M郵便局に、午後3時13分頃自宅に移動し、午後3時25分頃再び被害者方付近に戻って前記集合住宅駐車場で約36分間停車し、午後4時14分頃自宅に、午後5時26分頃にはM郵便局に移動して、午後5時48分頃自宅に帰った。

この間、被告人は、午前11時8分頃から午前11時11分頃にかけて、M郵便局で貯金の払戻し等に必要な委任状用紙を入手し、午前11時23分頃から午前11時3
10 6分頃にかけて、A農業協同組合N支所でも委任状用紙を入手し、午後0時32分頃から午後0時48分頃までの間、同H支所で、被害者の孫を装い、被害者のJAバンクの通帳、「g」名の印鑑、マイナンバーカードを使って、被害者口座から被告人の口座に350万円の振込送金をしようと、被害者が被告人に手続を委任する旨の委任状を提出行使するなどした（第3の犯行）。午後2時8分頃にも、P郵便局で被害者の
15 孫を装い、持参した委任状と被害者の通帳、「g」名の印鑑、マイナンバーカードを使って定額貯金200万円を引き出そうとした。

3 被告人と犯人との同一性に関する検討

(1) 被告人使用車両から発見されたタオルに、被害者の血痕や毛髪が付着していたことは、被害者が頸部圧迫の方法で殺害され、遺体に相応の量の出血がみられたこと
20 と相まって、殺害の際にそのタオルが何らかの形で使用されたことを強くうかがわせる事実である。そのタオルが、被害者が殺害されてから数日後に被告人使用車両というごく私的な領域にあったことは、被告人が被害者の殺害に関与したことを指し示している。

また、被告人は、12月2日午後0時32分頃の時点で、被害者のJAバンクの通
25 帳や印鑑、マイナンバーカードを所持していたが、これらは、個人の預金管理等に関わる極めて重要な私物であり、容易に第三者の手にわたることが想定できないもので

ある。被告人は、被害者が殺害された時間帯（トイレに行ったことを綿密に記録していた被害者がその記録上最後にトイレに行ったと認められる同月1日午後11時29分頃以降）から夜間を経てさほど時間がたたないうちに、これら3点の重要な私物をまとめて所持していたこととなるが、このことは、被告人が被害者方からのこれら
5 の持ち出しに関与していたことを強く推認させる事実である。なお、被害者は、4月に、保有する現預金を親族4名に相続させる旨の公正証書遺言を作成しており、被告人にこれらの通帳等を預けていたとか、預金の払戻し等の権限を被告人に与えていたといった疑いはほぼないといつてよい。

しかも、被告人は、元勤務先での金銭着服、家族の口座からの無断出金が発覚して
10 から、数か月の間いずれからもたびたび多額の返済を要求され、支払約束の反故を繰り返り返し、特に妻との間では、12月1日、翌2日を期限に必ず返済するよういつも以上に厳しく迫られ、離婚を強く示唆されるにまで至っていた。同日、正にその期限が到来し切迫した状況にあったからこそ、被告人は、午前10時台から金融機関に赴いて委任状用紙を入手しようとしたのを皮切りに、被害者方で入手した通帳に対応する
15 金融機関を次々と訪れ、被害者口座から現金を引き出そうと奔走していたものと認められる。同日、被告人が妻に対し、現金を自宅に置いておいた旨虚偽の連絡をし、それが無いことを指摘されるや驚いたふりをし、促されてとはいえ、虚偽の空き巣被害の通報にも及ぶなど、なりふり構わない行動に出ていることにも照らすと、その認識の上でも、とりわけ妻への返済は猶予のない差し迫った状況にあると考えていたとみ
20 て間違いない。

(2) 以上の主要な間接事実をもとに検討すると、被告人は、その使用車両から被害者の血痕等が付着したタオルが発見されたことから、その殺害に関与したことが強く示唆されるどころ、そのことに加え、被害者の殺害と全く別の機会に、被害者が嚴重に管理する通帳等を入手し得たという可能性は想定困難であること、長らく多額の返
25 済を迫られていた被告人においては、被害者の通帳等を手に入れたとすれば、さして時間をおかずに不正利用を試みたと考えるのがひとまず自然であることからすると、

被害者を殺害し、その頃に通帳等を奪い、その後時間をおくことなく被害者口座から預金を引き出そうとしたものと相当程度推認される。この点、本件では、被害者が殺害された時期ないし時間帯が、被告人が被害者の通帳等を悪用して預金の引き出しを繰り返した時期ないし時間帯と整合・接着し、さらにこれらが、被告人において

5 妻に多額の返済を厳しく迫られていた期限ともちょうど合致しているという状況にあり、これらを整合的にとらえると、被告人が、とりわけ妻に対する返済については差し迫った状況にある中、被害者の財産を奪って返済資金を得ようと被害者を殺害し、その頃に通帳等の財物を奪ったことは間違いないといえる。

なお、被害者の殺害現場は被害者方であったと認められるところ、被告人は、同日

10 日中に少なくとも3回にわたって被害者方付近（被害者方北側路上や被害者方の様子を見通せる付近の集合住宅駐車場）に戻り、しばらくの間車をとめていたことがあった。その間の被告人の行動は定かではないものの、被害者が殺害されてからさほど時間がたっておらず、誰もそれを不審視していない頃に、被害者方の状況に何らかの形で関心を寄せていたと認められることは、被告人が犯人であることにかなう事実関係

15 の一つである。そのほか、被告人のスマートフォンには、12月2日の深夜から朝にかけて、歩行記録が断続的に残されているところ、そこには、犯行の時間帯として十分想定され得る深夜未明に被告人が歩行移動していた形跡が含まれており、被告人の犯人性を支える間接事実の一環とみることも可能である。

(3) 被告人は、逮捕後長らく強盗殺人の犯人であることを否認していたといい、公

20 判廷では、一転してその犯人であることを自認するに至っているが、このような被告人供述をおくとしても、被告人が被害者を殺害し、その頃に通帳等を奪ったことについては、客観性、確実性を備えた複数の間接事実によって多角的に支えられていることが確認できる。以上から、被告人が第2の犯行の犯人であると認定した。

4 強盗殺人罪の成否等に関する検討

25 (1) 殺害時における財物奪取の意思について

ア 被告人は、12月1日の時点で、前記のとおり、妻から返済を強く迫られてい

る状況にあって、翌2日には前記のように特徴的な一連の行動等に出ていたほか、被害者方からは結局被害者の通帳3通、印鑑3個やマイナンバーカードなど預金管理等に関わる重要な私物を多数持ち去っていることに鑑みると、被害者口座から預金を引き出すなどして返済資金を得ようとする被告人の意図には相当強いものがあつたと認められる。被告人が被害者を殺害した際、被害者から通帳等をはじめとする財物を奪おうとする意図があつたことは、ほぼ明らかである。

イ　ところで、犯行時における被告人の行動の順序等は必ずしも判然としないが、被告人が、使用車両から発見された一連の被害者の私物を全て奪い、財物を奪おうとする意図を失った後に殺害に及んだといった可能性はかなり乏しいと考えられる。すなわち、被告人は、かつて被害者方のトイレのリフォーム工事を担当し、犯行当時は訪問整体をうたって業としていたこともあり、被害者方に立ち入ったことがあつたとしてみても、いくつもの部屋からなる被害者方において、各所を物色した痕跡や、被害者が抵抗したとするとそれに伴って生じるはずの不穏な形跡を残さず、かくも重要な私物を多数発見・入手するには、基本的には、被害者に気付かれないようにしつつ、それなりの時間をかけて物色を行う必要があつたと考えられる。被害者が起床した後の時間帯であれば、その機会はないはずであるし、就寝中の深夜未明であつたとしても、勝手口ドアの窓ガラスを割るなどしたと認められる侵入当初から、物音が生じて発覚する可能性があつたと考えられ、それをおくとしても、明かりのない中、一連の私物全てを発見・入手する間も被害者に発覚することがなかったというのは、不自然な印象を抱かざるを得ない。こうした預金管理等に関わる私物は、被害者方の金庫がそうであつたように、人目につかないよう寝室で保管されていることも大いに想定されるが、仮にそうであつたとすると、被告人は、至近距離で被害者が寝ているという状況下で物色をしたこととなり、一層不自然ではないかと思われる。このように、被告人が就寝中の被害者をそのままにし、発覚の可能性のある状況で、通帳、印鑑等かくも重要な私物を発見・入手しようとしたとか、現に発見・入手できたとみるのはやはり不自然である。これらを全て発見・入手した後であれば、目的を果たした被告人

にとって、もはや被害者の殺害を思い立つ動機があったとは考えにくいところでもあって、このようにみてくると、被告人が一連の被害者の私物を全て奪い終えた後に殺害に及んだという可能性はかなり乏しいと考えられる。

ウ 以上によれば、被告人は、被害者の通帳等の財物を奪う意図をもって被害者の殺害に及んだと認定することができる。

(2) 殺意について

被害者の死因からして、被告人は、ベッド上の被害者の頸部を何らかの方法で圧迫し窒息死させたものと認められる。その具体的方法としては、遺体発見時に頸部に巻かれていたストールを強く巻き付けたというもの、道具によらず両手で直接頸部を強く圧迫し続けたというものなどが考えられ、そのいずれであったかは証拠上確定し難いが、いずれの方法であったにせよ、実際に窒息死に至らしめた以上、被告人が相当の力や時間をかけて頸部を強く圧迫し続けたことは明らかである。被害者は小柄な高齢女性であり、被告人は体格に恵まれ整体を業とするなど相応の腕力を備えていたと認められること、被告人については被害者口座から預金を引き出すなどして返済資金を得ようとする強い意図があったことにも照らすと、被告人は、明確な殺意をもって殺害行為に及んだものと認められる。

(3) 被告人の公判供述について

被告人は、未明に被害者方に侵入した後、居間と荷物部屋で物色をし、被害者が寝ている寝室に入ってなお物色を続けるうち、被害者の様子から、見つかったかもしれないと思い、とりあえず気絶させようと、とっさに被害者に馬乗りになり、両手で持ったタオルで上から首元を押さえつけるようにし、絞めている最中に異音がしたのでやめた、殺してしまったかもしれないと思った、逃げようと考え、侵入から間もなく目にしていた台所にあった手提げかばんをあさり、その中にあった通帳数冊と印鑑等が入った小さなポーチのみを持って被害者方を出たと供述している。被告人は、被害者を殺害する際に財物を奪う意図があったことを否定し、殺意の点についても、被害者を死亡させる明確な意図はなかったという趣旨の供述をしている。

しかし、殺害の前にも後にも物色行為を行い、殺害後に通帳等を奪ったとしながら、殺害時に物を奪う目的はなかったと述べるのは明らかに不自然であり、このような供述を前提としても、被告人において殺害時に財物奪取の意図があったという認定が左右されるものではない。また、被告人自身、被害者に見つかりたくなかった、見つかったら逃げようと思っていたとも述べている一方で、被害者が寝ている寝室に入っ
5 たら逃げようと思っていたとも述べている一方で、被害者が寝ている寝室に入っ
なお物色を続けたというのはかなり大胆でいささか不自然であるし、見つかったかもしれないと思って攻撃に出たというのも、自身の説明と矛盾を来しているように思われる。被害者を気絶させようと思ったとも述べるが、意識回復後に被害申告をされる
10 ことが想定される以上、とっさに思い立ったこととはいえいかにも中途半端な考えで
ある上、気絶させようと思って首を絞めているうちに死亡させてしまったという趣旨
の供述をするのも、相当の力や時間をかけて頸部圧迫を続けなければ窒息死には至ら
ないと考えられることからして、やはり不自然である。なお、被告人は、被害者方で
入手した被害者の私物は全て前記ポーチの中に収められていた旨をも述べているが、
それによると、被害者はここまで多数の重要な私物を全部前記ポーチに収納し、しか
15 も、通帳3通とこれに対応しない印鑑3個（うち1個は別姓のもの）をまとめて入れ
ておくという特異な保管の仕方をしていたこととなる。被害者方の様子等からうかが
われる被害者のいかにも堅実、几帳面な生活ぶりなどに思いを致すと、この点の被告
人供述も不自然な印象を抱かざるを得ない。

このように、犯行状況等に関する被告人の供述には不自然な点がいくつもあり、信
20 用することができない。こうした供述を踏まえても、財物奪取の意図や殺意の点に関
する前記認定は左右されない。

(4) 結 論

以上から、被告人は第2のとおり
の犯行に及び、その行為には強盗殺人罪が成立す
るものと判断した。なお、被告人は、12月2日日中に被害者方付近に複数回戻って
25 いるところ、使用車両から発見された一連の被害者の私物については、これらを数回
に分けて被害者方から持ち出した可能性も否定できない。もともと、第2に係る被害

品に限っては、前記のとおり、同日午後0時32分頃にこれらを所持していたことが明らかであるから、同時刻頃までにこれらを強取したと認定することができる。

(量刑の理由)

被告人は、具体的な状況・方法は判然としないが、通帳や印鑑等の財物を奪おうと、
5 明確な殺意をもって、高齢の被害者の頸部を圧迫し殺害したものと認められ、実に残忍で冷酷非道な犯行というほかない。多額の借金返済を迫られる中、被害者の財産を奪って返済に充てようと犯行に及んだと認められるが、そのような状況に陥ったのも、ひとえに、被告人が分別なく元勤務先や家族の金銭の使い込みを重ねた上、返済の要求に対し、その場しのぎの無責任な対応を繰り返したことが原因であって、自業自得
10 という以外にない。返済資金を手に入れようと、あろうことか、何の罪もない一人暮らしの高齢女性にねらいをつけ、その生命を奪ったという点はあまりに身勝手、卑劣であり、とりわけ厳しい非難に値する。被害者が大切に管理していたであろう通帳等を強取し、これを悪用して口座から多額の現金を引き出そうと、見境なく複数の金融機関を次々と訪れて第3の犯行にも及んでおり、被害者を殺害するという重大極まり
15 ない行為に及んだことへの罪悪感や後悔はみじんもうかがえない。

被害者は、平穏で充実した日々を送る中、他者に危害を加えられることなどおよそ予想し得なかったであろう自宅において、自身の財産に目を付けた被告人に襲われ、苦悶と恐怖のうちに人生を終えることとなったのであり、深い同情を禁じ得ない。もとより遺族の処罰感情も厳しい。

20 被告人は、それ以前にも、第1のとおり他人の通帳等を悪用して多額の預金払戻しを受けたことがあったのであり、その情状の悪質さも考慮する必要がある。

以上によれば、被告人の刑事責任は極めて重大というほかない。強盗殺人事案の量刑傾向に照らすと、本件では無期懲役刑の選択を中心に検討すべきところ、被告人が拙いながらも反省・謝罪の言葉を述べ、母が被告人の帰りを待ち、支援を惜しまない
25 意思を示していることなどを踏まえてみても、酌量減輕を検討すべき情状は見当たらない。被告人に対しては、無期懲役刑をもって臨むのが相当である。

(求刑—無期懲役、主文同旨の没収)

令和7年12月24日

長野地方裁判所刑事部

5

裁判長裁判官 坂 田 正 史

裁判官 坂 井 唯 弥

裁判官 木 村 ゆりな